

「対面授業」実施に伴う新型コロナウイルス感染対策のガイドライン

1 目的

このガイドラインは、学生や教職員の命と安全、健康を守り、ならびに感染拡大防止の社会的責任を果たしながら、学修を継続的に提供するため、「対面授業」実施について、ガイドラインを示す。

2 適用期間

2022年6月1日から当面の間とする。

※都内での新型コロナウイルス感染の広がりや、新型コロナウイルスに関する国の指針等を踏まえ、段階的に、本ガイドラインの見直しを行うものとする。

3 「対面授業」実施について

当面の間は、「令和4年度の大学等における学修者本位の授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策の徹底等に係る留意事項について」（2022年3月22日周知：文部科学省高等教育局高等教育企画課）に準拠する。

<参考（部分抜粋）> 感染対策を講じた上での学修者本位の教育活動の実施について

オンライン等を通じた遠隔授業の実施のみで全てが完結するものではなく、豊かな人間性を涵養し、人格の完成を目指す上では、直接の対面による学生同士や学生と教職員の間の人間的な交流も重要な要素です。こうした観点から、本コースにおける学修の充実を図るためには、相談援助関連科目においては、多様な人々の関わる授業や、少人数のグループワークによる質の高い学修など、相互に切磋琢磨することのできる環境を整備することが重要であり、その土台として、学生の円滑なコミュニケーションを促していくことが求められます。改めて、学生が安心して、納得する形で学生生活を送ることができるよう、十分な感染対策を講じた上での面接授業の実施や学内施設の利用機会の確保をはじめ、学生の学修機会や環境の確保のために必要な取組をお願いします。

- ・授業の実施に当たっては、地域の感染状況等も踏まえて十分な感染対策を講じた上で、面接授業の実施について適切に取り組むこと。

4 感染対策を講じた上での「対面授業」の実施について

(1) 学生や教職員等に対して検温をはじめとする健康観察

発熱等の風邪の症状がある場合においては通学せず休養するよう求めること。会場の入口に検温場所を設け、入室する者に対して検温及び手指の消毒を実施すること。

(2) 感染経路（一般的に、飛沫感染・接触感染）を断つ

学生や教職員等のもとより、校内に入る者に対して手洗いの励行、マスクの着用など感染症対策のための行動について周知・啓発を行う。

(3) その他、具体的な取組

- ① 不特定多数の者が触れる場所（ドアノブやエレベータのボタン等）に対する消毒の実施や、手指を消毒するための会場内への消毒液の設置など。 【接触による感染拡大を防止するために必要な措置】
- ② 机や椅子、共用部分等について、使用した学生が自主的にふき取りを行えるよう、消毒液をスクリーニング会場の各所に設置。 【消毒の徹底】
- ③ 教室が3つの密に陥ることのないよう、換気を徹底することや、席配置の工夫により教室内の密度を下げる。
- ④ アクティブラーニング（グループワークやディスカッションなど）の実施の際には、ソーシャルディスタンス（1～1.5m）と不織布マスクの着用を義務付け（フェイスシールド推奨）、飛沫感染を防ぐ措置を講じる。

5 感染拡大防止のための留意事項

(1) 感染症対策の3つのポイント

- ① 感染源を絶つこと
- ② 感染経路を断つこと
- ③ 抵抗力を高めること

(2) 注意喚起の徹底

- ① 学生や教職員等に対し、夜間も含め、「3つの密」（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、近距離での会話や発話が生じる密接場面）を避けることを徹底する。
- ② 感染拡大のリスクを高める行動により感染を拡大させることのないよう、改めて、正確な情報提供と適切な注意喚起を行う。

(3) 学生および教職員にお願いすること

1) 自宅での検温・健康チェック

次の項目に該当する学生は、登校せずに外出を控える。

- ① 発熱の症状がある方（体温37.5度以上）。
- ② 風邪の症状のある方。
- ③ 感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方。

- ④ その他、以下のいずれかに該当する場合は、速やかに本コースに連絡・報告すること。
- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合。
 - 重症化しやすい者〔糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある者や透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者〕で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合。
 - 上記に当てはまらない者で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合。

2) 会場入館時に実施すること

- ① マスクの着用を徹底する。 ※通学途中についてもマスク着用を徹底。
- ② ソーシャルディスタンス（1.5～2m）を確保する。
- ③ 入館時に体温測定（非接触式体温計）を徹底する。
- ④ 入館時に手指消毒を徹底する。

3) 対面授業での感染者発生時に備えた協力要請

- ① 「対面授業」出席にあたり、出欠状況の確認を徹底する。
- ② 感染者が出た場合に保健所および本コース事務局の聞き取り調査への協力をする。
- ③ 濃厚接触者となった場合、保健所等の指示に従う事。

(4) 学生にお願いすること

1) 「対面授業」出席時に実施すること

- ① マスク着用を徹底する。
発話（グループワークやディスカッション等）の多い授業については、ソーシャルディスタンス（1m程度）とマスクの着用（フェイスシールド推奨）を義務付ける。
- ② 授業前後に、手洗いを徹底する。
- ③ 入室時に、会場の各階に設置してあるアルコールで消毒をする。
- ④ ソーシャルディスタンス（1～1.5m）を確保する。
教室内での友人との会話は一定の距離を保ち飛沫感染の回避を徹底する。
- ⑤ 授業中も30分ごとに窓を開け、換気に協力する。

2) 「休憩および昼食」に実施すること

- ① 食事は決められた食事可能エリアにおいて黙食とする。
昼食可能エリア（5階・6階の指定場所・・・昼食時のみ使用可能）
※学校の隣地は公園が設置されています。天気が良い場合は、屋外での活動をお勧めいたします。
- ② アルコール消毒液や除菌シートで手の消毒を行う。
- ③ 食前食後にテーブル・椅子等をアルコール消毒液で拭く。

(5) 教員が実施すること

1) 「対面授業」時に実施すること

- ① マスクの着用を徹底する。 ※推奨：マスク＋フェイスシールド
発話の多い科目については、マスク＋フェイスシールドの着用を推奨する。
※感染防止に留意し、授業実施に適したアイテムを使用する。(クリアマスク等の準備)
- ② 入室時に、教室入口に設置してあるアルコールで消毒する。
- ③ 着席時のソーシャルディスタンス (1m程度) を確保する。
教室内での学生との会話は一定の距離 (1～1.5m) を保ち飛沫感染の回避を徹底。
- ④ グループワークおよびディスカッション等の実施時間は、1回 15分未満とする。
授業形態による実施留意点については添付の「チェックリスト」を参考に、教室や授業形態の状況等を踏まえ、十分な感染防止を行う。
- ⑤ 授業中、おおむね 30分ごとに窓を開け、5～10分間の換気に協力ください。
換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転を実施する。
- ⑥ 大きな声を発声させない環境づくりを実施する。
- ⑦ 授業中、体調不良の学生が生じた際は、速やかに事務室に行くよう指示する。

以上

新型コロナウイルス感染症対策 対面授業チェックリスト

2022年 月 日

担当科目： 相談援助演習

担当教員：

教室

- ① 教室のあるフロアの消毒液設置
- ② 座席の間隔（1m程度）の確保
- ③ 参加人数に適した教室規模（1人当たり4㎡）
- ④ 換気の実施（教室退出時に窓を開ける）

学生

- ① 授業前に、自身の体温を測るとともに体調を確認
- ② 教室入室時・退室時に手指消毒（消毒液の設置）
- ④ 授業開始時に受講生の体調確認（検温、体調不良の申し出）
- ⑤ マスク未着用の学生がいないか確認
- ⑥ 受講生との距離を約1m程度の確保
- ⑦ 大声を発生させない
- ⑧ 換気の実施（概ね30分ごとに実施、目安5～10分程度の換気）
- ⑨ 座席の間隔をあけて着席を指示
- ⑩ マイク等の共有物（使用機器）の消毒

演習（グループワークおよびディスカッション等）追加項目

- ① 授業開始前後に手洗いの指導
- ② 実施前に学生自身が使用する机・椅子等の消毒
- ③ 受講生にフェイスシールド（マスクに加え）の着用を推奨
- ④ 真正面（1m程度未満の対面）を避ける
- ⑤ 実施後に使用した机・椅子等の消毒（※各会場にアルコール消毒液を設置）